



2025年6月25日

各 位

会社名 S B I ア ル ヒ 株 式 会 社
 代表者名 代表取締役社長 CEO 兼 COO 伊久間 努
 (コード番号：7198 東証プライム)
 問合せ先 執行役員 経営企画本部長 廣瀬 大作
 (TEL：03-6910-0020)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるS B I ホールディングス株式会社及びS B I ノンバンクホールディングス株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

1. 親会社、支配株主（親会社を除く）、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2025年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券等が上場されている 金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
S B I ホールディングス株式会社	親会社	—	63.04	63.04	株式会社東京証券取引所 プライム市場
S B I ノンバンクホールディングス株式会社	親会社、 主要株主 かつ筆頭株主	63.04	—	63.04	—

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号又は名称	S B I ホールディングス株式会社
その理由	S B I ホールディングス株式会社は、100%子会社であるS B I ノンバンクホールディングス株式会社を通じて、当社の議決権所有割合の63.04%を間接保有しています。S B I ホールディングス株式会社及び同社の子会社（以下、「S B I グループ」）においては、S B I ホールディングス株式会社がグループ全体の基本方針・戦略決定やグループ間のシナジー施策を推進しているため、当社に与える影響が最も大きい親会社はS B I ホールディングス株式会社であります。

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け等

S B I ホールディングス株式会社は、当社の議決権の 63.04 %（合算対象分を含む）を所有する親会社であります。当社は、S B I グループの中で、金融サービス事業の一社として位置付けられております。

(2) 親会社等とそのグループ企業との取引関係や人的関係及び独立性の確保について

当社グループは、多様な金融サービス、卓越したオペレーション、パートナーネットワークを通じて、お客さまにとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーとなることを目指しております。より多くのお客さまのライフステージに応じた住まいの実現を住宅金融を通じて支援するために、ＳＢＩグループ各社と親密な関係を保ち、ＳＢＩグループのネットワーク、知名度を活かしたビジネスを展開することで、相互のシナジー効果によって競争力強化を図ります。

具体的には、株式会社ＳＢＩ新生銀行と共同開発した変動金利商品の販売や住信ＳＢＩネット銀行株式会社、株式会社ＳＢＩ新生銀行の銀行代理商品の取扱など、変動金利商品のラインアップ拡充及び拡販を進めています。さらに、2025年2月には、ＳＢＩグループとの共同出資にてＳＢＩ信用保証株式会社を設立し、同年4月より保証事業を開始しました。当社は、同社を保証会社とするプロパーローンを開始するとともに、ＳＢＩグループのリソースを活用することで、全国の金融機関の住宅ローンへの保証業務の拡大を通じて、信用保証残高を積み上げ、長期的に安定した収益基盤の確立を目指してまいります。

役員の人的関係については、提出日現在、当社グループを除くＳＢＩグループ各社の役員の、当社役員の兼務はありません。また当社役員の、当社グループを除くＳＢＩグループ各社での役員の兼務はありません。従業員の出向派遣や受け入れについては、2025年3月31日現在、ＳＢＩホールディングス株式会社から、12名の従業員を受け入れております。

上記のとおり、当社役員は提出日現在、当社グループを除くＳＢＩグループ各社での役員の兼務はなく、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

加えて、当社は、当社と支配株主又はその子会社との間の重要な取引（ただし、当社グループ間取引を除く。）において、少数株主の利益を保護するため、支配株主又はその子会社との利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関である特別委員会を設けております。同委員会は、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成され、支配株主又はその子会社と当社との間の重要な直接取引等について、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行い、取締役会に答申しております。なお、上記のＳＢＩグループ各社との様々な提携、取引等についても、特別委員会の答申に基づき、取締役会で決議しております。

以上により、当社はＳＢＩグループからの独立性が確保されています。

4. 支配株主等との取引に関する事項

当社と、当社グループを除くＳＢＩグループ各社との間の2025年3月期における重要な取引の概要は以下のとおりであります。

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	被所有 間接 63.04%	出向負担金の支払 (注1)	108	未払金	55
			資金の借入 (注2)	1,800	—	—
			資金の返済 (注2)	1,800	—	—
			利息の支払 (注2)	3	—	—

同一の親会社を持つ会社	昭和リース株式会社	—	資金の借入 (注2)	1,223	1年内返済予定の長期借入金	250
					長期借入金	973
同一の親会社を持つ会社	新生信託銀行株式会社	—	住宅ローン債権流動化 (注3)	52,021	—	—
同一の親会社を持つ会社	新生信託銀行株式会社	—	準備金の信託 (注4)	1,160	長期預け金	1,160
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI新生銀行	—	資金の借入 (注2)	12,000	短期借入金	3,000
			資金の返済 (注2)	12,000	未払利息	0
			利息の支払 (注2)	44	—	—
			担保の提供 (注5)	4,708	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 出向負担金の支払額については、職級に応じた人件費を基準とし、契約により取引条件を決定しております。
- (注) 2. 資金借入時の利率については、市場金利を参考に契約により決定しております。
- (注) 3. 住宅ローン債権流動化については、住宅ローン融資実行金額や市場金利を参考に契約により決定しております。
- (注) 4. 準備金の信託については、債権流動化に当たり準備金必要額を契約により決定しております。
- (注) 5. 株式会社SBI新生銀行に対する担保の提供については、SBIエステートファイナンス株式会社の同社からの借入債務を担保するため、SBIエステートファイナンス株式会社が保有する営業貸付金を担保提供しております。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

前記のとおり、支配株主又はその子会社との間の重要な取引（ただし、当社グループ間取引を除く。）については、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行っており、その結果を取締役会に答申しております。

以 上